



2024 年 2 月 1 日から義務化されます！



テールゲートリフター特別教育 出張講習

作業者向け

受講対象

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務を行う労働者など。
貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。

テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストロッパー等の操作、
昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。

(荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務、介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です)

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（6 時間）

	科目	講習内容	時間
学科	テールゲートリフターに関する知識	・ 種類、構造及び取扱い方法 ・ 点検及び整備の方法	1 時間 30 分
	テールゲートリフターによる 作業に関する知識	・ 荷の種類及び取扱い方法 ・ 台車の種類、構造及び取扱い方法 ・ 保護具の着用 ・ 災害防止	2 時間
	関係法令	・ 労働安全衛生法令中の関係条項	30 分
実技	テールゲートリフターの操作の方法		2 時間
合計（講習時間のみ）			6 時間

講習場所：ご指定の場所まで出張して実施します。（弊社でも開催しています。）

※ 学科講習は投影の出来る会場をご準備願います。

※ 実技講習はテールゲート車両と カゴ台車（1～2 台）をご準備願います。

受講費用：年間サポート契約企業様・・・1 グループ 10 名まで一律 110,000 円（税込）

ご契約外の企業様・・・1 グループ 10 名まで一律 154,000 円（税込）

※ 諸経費（講師移動費・その他）を別途申し受けます。



安全マネジメント株式会社

☎ 0742-81-7654